

## 高知県単位価格表示基準の廃止について

### 1 基準制定の経緯・目的等

消費者の商品選択の利便を図ることを目的に、高知県消費者保護条例（現・高知県消費生活条例）に基づき、高知県消費者保護審議会（現・高知県消費生活審議会）への諮問・答申を経て制定したものです（昭和52年10月1日告示、同年12月1日施行）。（※昭和50年8月20日付けで経済企画庁、農林省、通商産業省連名による「単位価格表示の推進について」の通知が発出されています。）

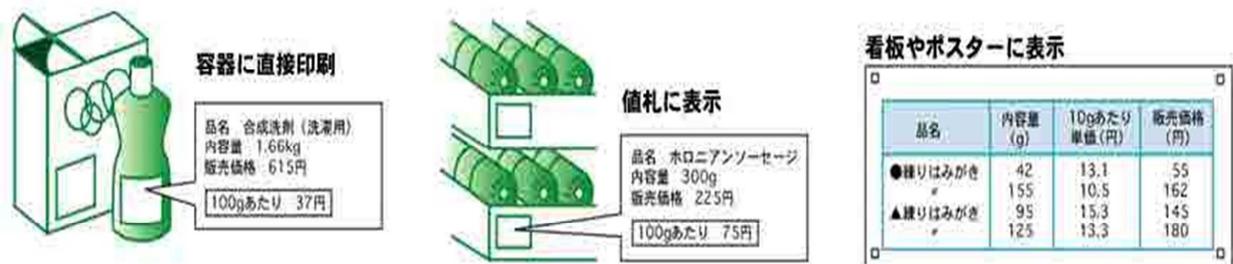
<参考>

おもな改正：対象品目から日用品を廃止するとともに、表示単位を見直しました（高知県消費者保護審議会にて審議、平成13年5月11日告示・同年6月1日施行）。

### 2 制度内容

- ・対象事業者：売場面積300㎡以上及び200㎡以上（県内に複数の店舗を有する）の店舗において小売業を営む者
- ・対象品目：加工食品27品目、生鮮食品7品目
- ・表示事項：（面前計量）商品名、基準単位量、単位価格  
（面前計量以外）商品名、基準単位量、単位価格、内容量、販売価格  
詳しくは「高知県単位価格表示基準の設定」をご参照ください。

<参考・表示例>



### 3 検討

#### (1) 他県の状況（令和7年7月全国調査）

制定：19都道府県（うち内容見直し5県）

未制定：28府県（うち6県は以前制定していたが現在は廃止）

（見直しのおもな内容）

- ・消費者の活用率や購入金額が多いものなどへの品目変更
- ・店舗面積要件を1,000㎡に引き上げ（京都府）

※見直しを行った5県のうち、京都府以外は生鮮食品が存続

## (2) アンケート調査

### ① 消費者

- ・調査対象 高知県くらしのサポーター（高知市以外在住 110 名）
- ・調査期間 令和 7 年 9 月 25 日(木)～10 月 14 日(火)・20 日間
- ・回答数 50 票（回収率 45.5%）
- ・調査結果 別添参考資料 1 のとおり

### ② 事業者

- ・調査対象 スーパーマーケット 3 店舗（高知市以外）
- ・調査日 令和 7 年 10 月 20 日(月)
- ・調査結果 別添参考資料 2 のとおり  
いずれの店舗でも当基準や制度そのものが認知されておらず、カットかぼちゃなどの一部商品を除いて、計量・表示は行われていない。

## 4 廃止しようとする理由

- ・消費者の商品選択基準の多様化により、単価表示が商品選択の中心でなくなっている（鮮度、消費期限、添加物などの品質や安全性を判断基準とする消費者が多い傾向）。
- ・ニーズが低下している商品が多く、基準が現状にそぐわない。
- ・計量、表示等の実施に係る事業者の負担が大きい。
- ・全国的にも未制定（廃止を含む）の府県が 28 と、約 6 割を占めている。
- ・消費者アンケートの結果によると、買い物時に精肉以外の品目において単価表示を参考にしてしている割合は、「いつも」と「ときどき」を合わせると 56%（参考資料 1 p2 問 4）で、単価表示を参考にしていない消費者が一定数存在するものの、単価表示は商品選択の中心ではなく（参考資料 1 p2 問 6）、単価表示が必要であると回答した品目で、回答割合が 30%を超えたものは精肉とみそのみであった。（参考資料 1 p3、4 問 7）。
- ・事業者アンケート結果では、県基準の指定品目における単価表示の実施率は低く（参考資料 2 p1 問 2）、生鮮食品（一部）以外の単価表示基準の規定の必要性も低かった（参考資料 2 p1 問 6）。また、単価表示に対する消費者からの質問や意見は聞いたことがないとのことである。
- ・最も必要性が高いと思われる精肉に関しては、以下の＜参考＞のとおり、法令の規定等により単価表示を比較・確認できる仕組みが存在する。
- ・県民生活課においても、数十年にわたり、単価表示に関する問い合わせや意見等は寄せられていない。
- ・令和 7 年 12 月 3 日に開催した第 62 回高知県消費生活審議会に、廃止について諮問を行い、適当との答申をいただいた。

⇒ 以上により、県において単価表示基準を設定する必要性は低く、廃止しても消費者の利益を大きく損ねることはないと考えられることから、当該基準を廃止しようとするものです。

### <参考>

- ・当表示制度の対象である「加工食品」と「食肉」は、計量法により、販売事業者が密封して販売する際には特定商品として内容量の表示義務があるため、それにより単位価格の比較が可能。
- ・加えて、食肉は「食肉の表示に関する公正競争規約」により単位価格の表示が求められているため、単位価格の確認が可能。